

～私たちの生活環境を守るために～

河川水質・悪臭測定検査について

大崎町では、安全で安心な住環境を維持するため、年2回(8月・2月)の定期検査を実施しています。今年度の結果とともに、原因追及に向けた取り組みをお知らせします。

● 河川水質検査 ～不適合箇所の原因調査を強化していきます。

大崎町では水質汚濁に係る環境基準に基づき、年に2回河川の水質検査をおこなっています。水質汚濁に係る環境基準に基づき実施した12地点の検査結果は以下の通りです。

【持留川】 環境基準におおむね適合。

【田原川】 8月は適合、2月は不適合。

【菱田川】 環境基準に不適合。

【対応と今後の方針】

基準を満たさなかった要因として生活排水の影響が考えられるため、環境政策課では、不適合箇所周辺での「個別調査」を強化し、必要に応じて事業所や関係者への現場指導・改善要請を迅速におこなう体制を整えます。

● 悪臭測定検査 ～原因調査をおこなっていきます～

悪臭防止法(事業活動が原因で発生する悪臭の規制)に基づき、規制地域内における苦情が寄せられる3地区(持留、井俣、永吉)の事業所周辺での測定検査を実施しました。検査の結果、3地点とも規制基準値内でしたが、町内では特定の区域において悪臭に関する苦情が寄せられている実態があります。

【対応と今後の方針】

これまでは「基準値内」という結果の公表に留まっていましたが令和8年度から、従来の定点観測に加え、新たに「個別臭気測定検査」および「個別悪臭測定検査」を導入し、苦情が発生している場所においてピンポイントで調査をおこない、発生源の特定と改善に向けた行政指導を強化します。



河川水質検査(持留川)



悪臭測定検査(持留地区)